

＜日本卓球ルールより抜粋＞

1.6 サービス

1.6.1 サービスはサーバーがフリーハンドの手のひらを開いて静止させ、その上にボールをつかむことなく自由に転がせる状態でのせたまま開始されなければならない

1.6.2 サーバーは、その後すぐに、ボールがフリーハンドの手のひらから離れた後、16cm以上上昇し打球される前になにもものにも触れずに落下するように、ボールに回転を与えることなくほぼ垂直にボールを投げ上げなければならない

1.6.3 サーバーは、ボールが落下する途中を打つものとし、そのボールが最初に自領コートに触れた後レシーバーのコートに直接接触するように打球する。ダブルス競技では、そのボールが最初にサーバーのライトハーフコートに触れ、続いてレシーバーのライトハーフコート触れなければならない。

1.6.4 サービスが開始されてから、ボールが打たれるまでの間、ボールは常にプレイングサーフェスより高い位置で、かつサーバー側のエンドラインの後方になければならない。またその間、サーバーまたはダブルスのパートナーの体の一部または着用しているもので、ボールをレシーバーから隠してはならない。

1.6.5 ボールが手のひらから離れたら、すぐにフリーアームとフリーハンドを、ボールとネットの間の空間の外に出さなければならない。

注釈：ボールとネットの間の空間とは、ボールとネットを支える支柱とで作られる面を、更に上方に延長して作られる空間をいう。

1.6.6 競技者の行うサービスが基本ルールの要件を満たしているかどうかを、主審又は副審が確認できるようにサービスを行うことは、競技者の責任であり、どちらの審判員も、サービスが正規のサービスであるか否かを判定することができる。

1.6.6.1 主審又は副審は、競技者のサービスの正当性について確信が持てない場合、それがマッチにおいて初めてであれば、競技を中断してサーバーにその旨注意することができる。その後、その競技者またはダブルスのパートナーが正規のサービスかどうか明らかでないサービスを行った場合、そのサービスは不正なサービスと判定される。

1.6.7 例外として、身体障害者により正規のサービスの要件を守れないと主審が認めた場合、主審の権限でサービス規定が緩和されることがある。